

第101号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市役所

【調達公告】

△ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等…………… 2

調 達 公 告

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成30年9月5日横浜市告示第496号。以下「告示」という。）第10項に基づき、横浜市が発注する平成31年度及び平成32年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等を次のとおり定めた。

平成30年9月19日

横浜市 市長 林 文子
横浜市水道事業管理者
水道局長 山隈 隆弘
横浜市交通事業管理者
交通局長 城 博俊
横浜市病院事業管理者
病院経営本部長 高橋 俊毅

1 格付方法

(1) 工事

ア 格付は、客観的事項に基づき算出する数値（以下「客観点」という。）と発注者別評価点（主観点）の和（以下、第1号において「格付点数」という。）に基づいて行う。

イ 客観点は、申請する工種に対応する建設業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の総合評定値を用いるものとする。

ウ 発注者別評価点（主観点）は、工種ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$Ms = C (R - 65) + \alpha$$

この式において、Ms、C、R及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ms 資格審査申請者の発注者別評価点（主観点）（小数点第1位を四捨五入する。）

C 資格審査結果通知日の前々月末日から過去4年間における、資格審査申請者の横浜市、水道局、交通局及び医療局病院経営本部（以下「本市等」という。）における工種別の年間請負実績金額の平均額について別表1により求められる数値

R 資格審査結果通知日の前々月末日から過去4年間における、資格審査申請者の本市等における工種別の工事成績の平均点（小数点第2位を四捨五入する。）

なお、工事成績とは、平成26年4月1日以降に完成した工事（医療局病院経営本部が発注した工事を除く。）については、横浜市請負工事検査事務取扱要綱（平成11年4月施行。以下「本市検査要綱」という。）第6条の規定により電子入札システム（横浜市契約規則第2条第3号の電子入札システムをいう。以下同じ。）に登録された評定点（本市検査要綱第7条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱（平成11年4月施行。以下「水道局検査要綱」という。）第7条の規定により電子入札システムに登録された評定点（水道局検査要綱第8条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）、横浜市交通局請負工事検査事務取扱要綱（平成11年4月施行。以下「交通局検査要綱」という。）第6条第2項の規定により電子入札システムに登録された評定点（交通局検査要綱第7条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）を、平成26年3月31日以前に完成した工事（医療局病院経営本部が発注した工事を除く。）については、平成26年4月1日施行に係る改正前の本市検査要綱第6条、水道局検査要綱第7条及び交通局検査要綱第6条第2項にそれぞれ規定する工事成績評定通知書の評定点（平成26年4月1日施行に係る改正前の本市検査要綱第7条の2、水道局検査要綱第8条の2及び交通局検査要綱第7条の2の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）を、医療局病院経営本部が発注した工事については、横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱（平成24年11月施行。以下「医療局病院経営本部検査要綱」という。）第5条第4項に規定する工事成績評定書の評定点（医療局病院経営本部検査要綱第7条の規定により評定の修正があったときは修正後の評定点）をいう。

ただし、資格が有効となる年度の直前2年度のうち、いずれかの年度に横浜市優良工事表彰要

綱(平成19年3月施行)による施工会社表彰を受けた者(以下「優良業者表彰者」という。)は、別表2に定める表彰部門に対応する工種について、当該工事成績の平均点に5点を加算するものとする。

α 次の(ア)から(カ)に定める点数を合算した数値

- (ア) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間における、資格審査申請者の本市等における工種別の工事成績85点以上の工事
1件につき10点
- (イ) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間における、資格審査申請者の本市等における工種別の工事成績65点未満の工事
1件につき-10点
- (ウ) 資格審査申請日における、建設業労働災害防止協会への加入状況(横浜市内に事業所がある者は、同事業所を含む範囲での加入、横浜市内に事業所がない者は、本店又は主たる営業所を含む範囲での加入に限る。)について別表3により求められる数値
- (エ) 資格審査申請日の直前の6月1日における、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する障害者雇用率を超える障害者の雇用(障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。)について別表4により求められる数値(ただし、発注者別評価点(主観点)への加点を申請した場合に限る。)
- (オ) 資格審査申請日における、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第12条第1項に規定する一般事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出(次世代法第12条第1項及び女性活躍推進法第8条第1項による策定及び届出義務の有無は問わない。)について別表5により求められる数値
- (カ) 資格審査結果通知日の前々月末日から過去2年間において、資格審査申請者に対して措置を開始した、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月施行)に基づく、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合行為及びあっせん利得処罰法違反行為を事由とする指名停止措置(ただし、平成27年1月に開始した指名停止措置は除く。)の延べ措置期間について別表6により求められる数値

エ ウに規定するRの数値が0点の場合は、 $(R-65)$ を0点とみなすものとする。

なお、優良業者表彰者においては、 $(R-65)$ が5点未満である場合は、 $(R-65)$ を5点とみなすものとする。

オ アに規定する格付点数に基づき、格付を採用する工種ごとに、入札参加資格を得た者を高得点順に配し、各等級に対応する格付点数の範囲を区分する点数を設定して、これにより格付する等級を決定するものとする。

カ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合で、中小企業庁により官公需適格組合と証明された者(以下「官公需適格組合」という。)の客観点は、当該組合及び当該組合の理事が役員となっている事業者のうち、組合が指定する者(以下「審査対象組合員」という。)の経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の審査結果を基に行う。

なお、審査対象組合員は、告示第2項第7号の要件を満たしている者に限り、工種ごとに5者以内とする。

客観点の算出方法については、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱(平成6年3月施行)第8条によるものとする。提出書類については、第2項を参照のこと。

(2) 物品・委託等

ア 種目「建物管理」又は「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者の格付は、ウに基づき算出する数値(以下、第2号において「格付点数」という。)に基づいて行う。(イに規定する格付を除く。)

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を得た者の格付は、エに基づき算出する数値(以下、第2号において「特定調達契約に係る格付点数」という。)に基づいて行う。

ウ アに規定する格付点数は、種目ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$M=Xa+Xb+Xc+Xd+Z+Ya+Yb+Yc+Yd$$

この式において、M、Xa、Xb、Xc、Xd、Z、Ya、Yb、Yc 及び Yd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 格付点数

Xa 資格審査申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したもの直前2年間分の種目別年間売上高を平均した数値について別表7により求められる数値

Xb 自己資本額について別表8により求められる数値

Xc 流動資産額を流動負債額で除した結果の数値（流動比率）について別表9により求められる数値（ただし、流動負債額が0の場合は別表9の最高の数値を適用する。）

Xd 従業員数について別表10により求められる数値

Z 営業年数について別表11により求められる数値

Ya 資格審査申請日において有効な、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によるISO9001又はISO14001の認証について別表12により求められる数値

Yb 資格審査申請日の直前の6月1日における、障害者雇用促進法第43条第2項に規定する障害者雇用率を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。）について別表13により求められる数値（ただし、格付点数への加点を申請した場合に限る。）

Yc 資格審査申請日における、次世代法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画及び女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出（次世代法第12条第1項及び女性活躍推進法第8条第1項による策定及び届出義務の有無は問わない。）について別表14により求められる数値

Yd 資格審査結果通知日の前々月末日（随時申請においては、資格審査結果通知日の前月末日）の過去2年間において、資格審査申請者に対して措置を開始した、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月施行）に基づく、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合行為及びあっせん利得処罰法違反行為を事由とする指名停止措置の延べ措置期間について別表15により求められる数値

エ イに規定する特定調達契約に係る格付点数は、種目ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$M=Xa+Xb+Xc+Xd+Z$$

この式において、M、Xa、Xb、Xc、Xd 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 特定調達契約に係る格付点数

Xa 資格審査申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したもの直前2年間分の種目別年間売上高を平均した数値について別表7により求められる数値

Xb 自己資本額について別表8により求められる数値

Xc 流動資産額を流動負債額で除した結果の数値（流動比率）について別表9により求められる数値（ただし、流動負債額が0の場合は別表9の最高の数値を適用する。）

Xd 従業員数について別表10により求められる数値

Z 営業年数について別表11により求められる数値

オ アに規定する格付点数に基づき、格付を採用する種目ごとに、入札参加資格を得た者を高得点順に配し、各等級に対応する格付点数の範囲を区分する点数を設定して、これにより格付する等級を決定するものとする。

カ イに規定する特定調達契約に係る格付点数に基づき、格付を採用する種目ごとに、入札参加資格を得た者を高得点順に配し、各等級に対応する特定調達契約に係る格付点数の範囲を区分する点数を設定して、これにより格付する等級を決定するものとする。

キ 官公需適格組合は、ウ及びエのXa、Xb、Xc、Xd及びZについて、次に掲げる事項に基づき算出する数値を適用することができる。

(ア) ウ及びエのXa、Xb、Xc及びXdについては、登録を希望する種目ごとに、当該組合及び当該組合の理事が役員となっている組合員の中から当該組合が指定する者5者以内（以下「審査対象組合員」という。）の売上高、自己資本額、流動資産額、流動負債額及び従業員数のそれぞれの和をもって算出した数値について対応する別表7から別表10により求められる数値。

(イ) ウ及びエのZについては、当該組合及び審査対象組合員の営業年数の平均をもって算出した数値について別表11により求められる数値。

2 提出書類等

(1) 提出書類

告示に定める提出書類のほか、次の書類を提出すること。

ア 第1項第1号ウ(エ)及び第1項第2号ウにより、障害者雇用率に基づく加点を申請する者

(ア) 障害者雇用促進法第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある者

a 障害者雇用状況届出書（様式については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードすること。）

b 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年9月労働省令第38号）第8条に規定された障害者雇用状況報告書（資格審査申請日の直前に公共職業安定所へ提出したもの）の写し

(イ) (ア)以外の者

障害者雇用状況届出書（ただし、必要があると認める場合には、事実を確認できる書類（雇用を証明できる書類等）の提出を求められることがある。様式については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードすること。）

イ 第1条第1項ウ(ウ)により、建設業労働災害防止協会への加入に基づく加点を申請する者

建設業労働災害防止協会加入証明書

ウ 第1条第1項ウ(ハ)及び第1項第2号ウにより、一般事業主行動計画の策定及び届出に基づく加点を申請する者

次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかの書類

(ア) 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号。以下「次世代法施行規則」という。）第1条第1項に規定された「一般事業主行動計画策定・変更届」（厚生労働省各都道府県労働局の受付印が押されたものに限る。）及び女性活躍推進法第8条第1項に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」（厚生労働省各都道府県労働局の受付印が押されたものに限る。）の写し

(イ) 次世代法施行規則第1条第2項に規定された「一般事業主行動計画策定・変更届（一体型）」（厚生労働省各都道府県労働局の受付印が押されたものに限る。）の写し

エ 第1項第1号カの官公需適格組合

(ア) 審査対象組合員の経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し

(イ) 工種別審査対象組合員一覧

オ 第1項第2号キの適用を申請する官公需適格組合

(ア) 官公需適格組合総合数値計算書

(イ) 審査対象組合員の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）及び資格審査申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したもの直前2年間分の財務諸表（審査対象組合員が資格審査申請を同時に行っている場合を除く。）

(2) 書類提出部課

ア 前号アの書類

〒231-0021

中区日本大通18番地 KRCビル6階

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課

（簡易書留等の配達の記録が残る方法にて送付のこと。）

イ 前号イ、ウ、エ及びオの書類

〒231-0017

中区港町1丁目1番地（関内中央ビル2階）

横浜市財政局契約部契約第一課

（告示に定める提出書類に同封すること。）

別表1

工種別の年間請負実績金額の平均額	数値
5億円以上	6.0
4億5,000万円以上 5億円未満	5.7
4億円以上 4億5,000万円未満	5.4
3億5,000万円以上 4億円未満	5.1
3億円以上 3億5,000万円未満	4.8
2億5,000万円以上 3億円未満	4.5
2億円以上 2億5,000万円未満	4.2
1億5,000万円以上 2億円未満	3.9
1億円以上 1億5,000万円未満	3.6
5,000万円以上 1億円未満	3.3
5,000万円未満	3.0

別表2

表彰部門	対応する工種
土木・造園	土木、舗装、造園、上水道
建築	建築
設備	電気、管

別表3

建設業労働災害防止協会への加入状況	
有	5
無	0

別表4

法定雇用率	数値
法定雇用率超（障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。）	5
法定雇用率以下	0

別表5

一般事業主行動計画の策定及び届出	数値
有（次世代育成支援対策法第12条1項及び女性活躍推進法第8条第1項による策定及び届出義務の有無は問わない。）	5
無	0

別表6

措置要件	数 値
贈賄	措置期間1か月につき、-5点 (ただし、-120点を限度とする。)
独占禁止法違反行為	
競売入札妨害又は談合行為	
あっせん利得処罰法違反行為	

別表7

種目別年間売上高	数値 ()は委託適用
1,000億円以上	60 (55)
300億円以上 1,000億円未満	55 (50)
100億円以上 300億円未満	50 (45)
30億円以上 100億円未満	45 (40)
10億円以上 30億円未満	40 (35)
5億円以上 10億円未満	35 (30)
2億円以上 5億円未満	30 (25)
1億円以上 2億円未満	25 (20)
5,000万円以上 1億円未満	20 (15)
5,000万円未満	15 (10)

別表8

自己資本額	数値
50億円以上	10
2億円以上 50億円未満	8
3,000万円以上 2億円未満	6
300万円以上 3,000万円未満	4
0円以上 300万円未満	2
0円未満	0

別表9

流動比率（流動資産額を流動負債額で除した数値）	数値
140%以上	20
120%以上 140%未満	16
100%以上 120%未満	12
80%以上 100%未満	8
80%未満	4

別表10

従業員数	数値
1,000人以上	5
500人以上 1,000人未満	4
100人以上 500人未満	3
30人以上 100人未満	2
30人未満	1

別表11

営業年数	数値
30年以上	10
20年以上 30年未満	8
10年以上 20年未満	6
5年以上 10年未満	4
5年未満	2

別表12

認証登録		数値
ISO9001	有	3
	無	0
ISO14001	有	3
	無	0

別表13

法定雇用率	数値
法定雇用率超（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）	3
法定雇用率以下	0

別表14

一般事業主行動計画の策定及び届出	数値
有（次世代育成支援対策法第12条 1 項及び女性活躍推進法第 8 条第 1 項による策定及び届出義務の有無は問わない。）	3
無	0

別表15

措置要件	数 値
贈賄	措置期間 1 か月につき、-0.5点 (ただし、-12点を限度とする。)
独占禁止法違反行為	
競売入札妨害又は談合行為	
あっせん利得処罰法違反行為	